

岩倉市ネーミングライツパートナー（自由提案型）募集要項

1 募集目的

岩倉市では、安定的な財源を確保するとともに、民間事業者の皆様が持つ専門的な知識や技術を有効活用することにより、様々な市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とし、市が所有する施設等に愛称（企業名、商品名等）を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する法人（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

2 募集概要

(1) 対象施設等

市が所有する施設等（スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園、公衆トイレ、橋梁等の公共施設又はその一部、市の広報媒体、イベント等）を対象として、民間事業者からの提案を随時募集します。

ただし、以下の施設等は募集の対象外とします。

ア 岩倉市ネーミングライツ導入ガイドライン（令和4年3月25日施行。令和8年6月2日一部改定）（以下「ガイドライン」という。）の「4 対象施設等」に規定する、名称の設定に特段の経緯があるものや、施設等の性格から愛称を付することが適当でないと判断されるもの（例：市役所庁舎、小中学校、消防署や多世代交流センターさくらの家、児童館等名称や愛称を公募で決定した施設等）

イ 既にネーミングライツパートナーが決定している施設等、又は市が別途「施設提示型」等の募集を行っている施設等

(2) 提案の内容（対価）

ア 金銭型

施設等の規模、利用者数、メディアへの露出度等に見合う適切な金額をご提案ください（提案金額の下限は設けませんが、審査において妥当性を判断します）。

イ 役務提供型

施設等の維持管理等に資する役務（清掃、草刈、修繕等）の提供をご提案ください。なお、提供される役務の価値は、原則として1施設等につき年間10万円相当以上を目安とします。

(3) ネーミングライツの概要

ネーミングライツパートナーは、次の内容で愛称を使用することができます。

ア 愛称

施設等の通称として、企業名、商品ブランド名等を冠した愛称とし、親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

なお、複数の施設等を複合して提案する場合は、市民の混乱を避けるため、すべての施設等を同一の愛称とすることはできません。企業名等の後に個別の施設等名称を付記するなど、施設等を特定できる異なる愛称をご提案ください（例：「〇〇建設 △△公園」「〇〇クリニック □□センター」など）。

イ 使用を禁止する愛称

ガイドラインの「5. 愛称」の「イ 使用を禁止する愛称」のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

ウ 愛称の揭示

愛称の表示については、位置、サイズ、箇所数、デザイン等について、契約締結時にネーミングライツパートナー、市や関係機関が協議の上決定します。なお、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

また、揭示物の設置・維持管理にかかる費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

エ その他

(ア) 愛称は一般的に用いる呼称であり、条例で定められた名称を変更するものではありません。

(イ) 愛称を付与する権利は施設等の所有権、経営権等には影響を与えないものとし、当該権利を他者に譲渡、貸与することはできません。

(ウ) 契約期間中の愛称の変更はできません。

(エ) 愛称と合わせて正式名称を併記したり、正式名称のみを表記したりすることがあります。

(4) 愛称使用（愛称使用及び役務提供）の期間

愛称の使用開始日から3年以上5年以内とします。

ただし、開催期間が限定されるイベント等、対象の性質により3年以上の期間を設けることが適当でない場合は、その実施期間等に合わせて3年未満の期間を提案することができます。

(5) イベント等を対象とする場合の特記事項

イベント等を対象とした提案を行う場合は、あらかじめ以下の点にご留意ください。

ア 開催中止等に伴う取り扱い（免責事項等）について

市の予算の状況、天災、悪天候、社会情勢（感染症の拡大等）その他やむを得ない事由により、市がイベント等の開催を中止又は内容を変更した場合、原則として以下の取り扱いとなります。

(ア) 金銭型の場合

事前広報等により既に一定の愛称使用（宣伝）の効果が生じていることから、納付済みのネーミングライツ料の返還は行いません。

(イ) 役務提供型の場合

イベント当日の役務提供が不可能となった場合に備え、事前相談において「別イベント等での代替役務の提供」又は「提供予定であった役務に相当する金銭の納付」などの代替措置をあらかじめ協議し、協定等で定めます。

イ 提案の時期について

イベントに係る広報物等への愛称掲載の準備期間及び事業実施の確実性を考慮し、イベント等を対象とした提案に係る事前相談（※手続きの詳細は「6 応募方法」をご参照ください。）は、原則として当該イベント開催予定日の1年前から6か月前までの期間に行ってください。直前のお申し出の場合、希望される媒体等への愛称掲載が間に合わない場合があります。

(6) 愛称の使用開始日

契約締結後、市とネーミングライツパートナーが協議の上、決定する日とします（愛称表示にかかる看板等の設置準備が整った日を基準とします）。

3 ネーミングライツパートナーの特典

- (1) 市広報紙、また市及び指定管理者が作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等における施設等名称の記載は、原則として愛称を使用します。
- (2) ネーミングライツパートナーのホームページ等で、ネーミングライツパートナーであることを広報することができます。
- (3) 契約期間終了後に引続き契約を希望する場合は、優先的に交渉することができます。

4 費用負担

ネーミングライツパートナーにおいて負担する項目については、提供される役務とは別に費用を負担していただきます。

負担項目については、表のとおりです。

項目	ネーミングライツ パートナー	岩倉市
ネーミングライツ料 / 役務の提供	○	
敷地内外の案内表示変更及び新規設置	○	
表示変更に伴うシステム等変更費用	○	
契約期間終了後の原状回復	○	
市の印刷物やホームページの表示変更 ※		○

※更新時期に合わせて随時変更します。

5 募集資格

ガイドラインに定めるネーミングライツパートナーの応募資格を満たす法人とします。

6 応募方法

本申込の前に必ず「事前相談」を行ってください。

(1) 募集期間

随時募集します。ただし、市が別途「施設提示型」の募集を行っている期間等においては、本募集（自由提案型）を行いません。

(2) 事前相談

応募を希望する法人は、「岩倉市ネーミングライツパートナー事前相談書」（別紙様式）に必要事項を記載し、企画財政課へ提出してください。市において対象施設等としての可否や条件の整理を行い、本申込へ進んでいただくかをご回答します。

(3) 提出書類

ア 岩倉市ネーミングライツパートナー申込書（別紙様式）

イ 提案書（様式自由）

作成にあたっては、別添の「提案書参考様式」を参考にしてください。なお、記載にあたっては、以下の内容を必ず含めてください。

(ア) 対価の具体的な提案内容（金銭型の場合は提案金額と地域貢献の計画。

役務提供型の場合は実施箇所、実施頻度、提供数量などの具体的な役務内容）

(イ) 愛称（案）及びその理由（コンセプト）

(ウ) 愛称の使用期間

(エ) 企業の概要、役務提供の実績

(オ) 愛称の周知・普及に関する取組

※提案内容を補足する写真、図面、製品カタログ等の資料がある場合は、適宜添付してください。

ウ 法人の概要（任意様式）

エ 法人の定款、規約又はその他これらに類する書類

オ 法人役員名簿

カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）（直近3か月以内に発行されたもの）

キ 決算報告書（直近2年分）

ク 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税について、未納（滞納）がないことを証明する書類

※本市に本社がある場合、岩倉市税の納税証明書の提出は必要ありません（市

で納税状況を確認します)。

ケ 愛称に商品名を使用する場合は、当該商品の概要がわかるもの

コ その他市長が必要と認める書類

(4) 提出部数

各 1 部

(5) 提出先

ア 持参の場合

岩倉市総務部企画財政課

(愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地 岩倉市役所 5 階)

※受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 4 時まで。

イ 郵送の場合

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地

岩倉市総務部企画財政課

(6) 質問事項の受付等

応募に関する質問受付等は、次のとおりです。なお、口頭での質問は受け付けておりません。

ア 質問受付期間

随時受け付けています。

イ 質問方法

質問事項を記載した文書（任意様式）を郵送、又はメールで受け付けます。

(ア) 郵送の場合

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地

岩倉市総務部企画財政課

(イ) メールの場合

kikakuzaisei@city.iwakura.lg.jp

ウ 回答方法

質問に対する回答は、順次、市ホームページに掲載します。ただし、質問内容によっては回答に時間がかかる場合があります。

※市ホームページアドレス <https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000008101.html>

(7) 留意事項

ア 軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 応募にあたり、必要な経費は応募者の負担とします。

ウ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、岩倉市情報公開条例に基づき公開することがあります。

エ 申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

オ 提出された書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

7 選定方法

岩倉市ネーミングライツ優先交渉権者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次の審査基準を基に優先交渉権者決定等について審査・選定を行います。

なお、審査委員会は、一定期間（原則として2か月単位）に受け付けた提案を取りまとめの上、翌月に開催し、優先交渉権者を決定します。

また、同一の期間内に、同一の施設等に対して複数の法人から提案があった場合は、審査委員会において比較審査を行い、最も高い評価を得た法人を優先交渉権者として選定します。

選定後は、速やかに選定結果を公表するとともに、全ての応募者に選定結果を通知します。

<審査基準>

審査項目	評価基準	配点
応募団体等	①応募資格は適正か ②応募団体等の経営は健全か ③施設等と応募団体等の理念・事業内容がマッチしているか ④施設等のイメージアップにつながるか	30
愛称	①親しみやすいか、分かりやすいか、呼びやすいか ②表示場所、表示デザインは適当か ③施設等の管理運営に支障が生じないか	30
ネーミング ライツ料 ・ 役務提供の 内容	○金銭型 ①応募金額の妥当性 市場価値や他施設等との比較における適正性 ②市の負担経費と比較して妥当か ③安定したネーミングライツ運用が図られる期間か など ○役務提供型 ①役務の価値の妥当性 提案された役務が市の財政負担をどの程度軽減するか ②企画の実現性 提案内容が継続的に実施可能か ③地域貢献度 市や市民の利益に資する内容か など	40
合計		100

※全委員の点数を平均し、平均得点によって順位を決定し、70点以上の点数となった応募者のうち一番得点の高い者を優先交渉権者、二番目に得点の高い者を次点

交渉権者とします。

※応募者が1者の場合も、審査基準に基づき審査することとします。

8 ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツパートナーの決定と契約の締結

審査委員会の結果を基に、優先交渉権者と細部について協議し、合意に至った後当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。ただし、市が合意の可能性がないと判断した場合には、協議を打ち切り、次点交渉権者と契約締結に向けた協議を行います。

(2) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーが決定したときは、契約の締結後、ネーミングライツパートナー名、施設等の愛称、役務の内容、愛称使用期間等を市ホームページや報道機関へ情報提供すること等により公表します。

9 リスク負担

(1) ネーミングライツパートナーが設置した愛称表示等が損傷、汚損した場合は、ネーミングライツパートナーの責任において速やかに復旧するものとします。

(2) ネーミングライツパートナーが設置した愛称表示等により第三者に損害が生じた場合、また、愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

(3) その他、特に定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議しリスク負担を決定するものとします。

10 その他

本募集要項に定めのない事項については、ガイドラインを適用します。

11 問い合わせ先

担当部署：岩倉市総務部企画財政課

電 話：0587-38-5805（直通）

F A X：0587-38-2471

メー ル：kikakuzaisei@city.iwakura.lg.jp

様式

年 月 日

岩倉市長

申込者 所在地
法人名
代表者名

岩倉市ネーミングライツパートナー（自由提案型）申込書

岩倉市ネーミングライツパートナー（自由提案型）募集要項に基づき、次のとおり申し込みます。

対象施設・イベント等		
愛称（案）		
命名理由		
愛称の使用期間		年 月 日から 年 月 日まで
ネーミングライツ料		年額 円（消費税及び地方消費税は別途）
役務の名称・内容		
愛称表示場所（案）		既設（ ） 新規（ ）
愛称表示デザイン（案）		※別紙とすることも可
地域貢献の活動実績（過去5年以内）又は計画		※別紙とすることも可
連絡先	担当者氏名 （部署・役職）	
	電話・FAX	
	E-mail	
提出書類		☐ 提案書（様式自由） ☐ 法人の概要 ☐ 法人の定款、規約又はその他これらに類する書類 ☐ 法人役員名簿 ☐ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）（直近3か月以内に発行されたもの） ☐ 決算報告書（直近2年分） ☐ 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税について、未納（滞納）がないことを証明する書類
確認事項 ※各項目に同意して レ点を記入		☐ 募集要項の「5 募集資格」を満たす法人です。 ☐ 市が市税の納税状況について確認することに同意します。 ☐ 提出書類の内容は事実に相違ありません。また、虚偽等が判明した場合、契約の解除をされても異議はありません。

提 案 書 （案）

1 応募の動機・目的（共通）

（記載例） ・ 本施設等のネーミングライツに応募した理由 ・ 自社の経営理念や事業内容と、本施設等との関連性（マッチング）について

2 対価の具体的な内容

※募集要項に基づき、ご提案いただく内容（金銭型・役務提供型）の該当する項目を記載してください（両方を組み合わせた提案も可能です）。

【金銭型をご提案の場合】

ネーミングライツ料	例：年額 ○○○,○○○ 円（税別）
提案金額の算出根拠・妥当性	例：施設等の年間利用者数や立地条件、他自治体の類似施設等の事例（○○市○○公園：年額○万円）などを参考に算出しました。

【役務提供型をご提案の場合】

（1）役務提供の具体的な内容

役務の名称	例：○○公園内トイレ清掃業務、遊具の定期点検など
実施箇所	例：○○公園内の公衆トイレ、北側フェンス付近など
実施頻度・時期	例：週1回 月曜日午前中、年2回（5月・11月）など

具体的な手法・仕様	※清掃範囲、使用する道具、提供する物品の数量・製品名、施工方法など、作業の質や量がわかるように具体的に記載してください
-----------	---

※作業箇所がわかる図面や、提供物品のカタログ等があれば添付してください。

(2) 役務の価値と効果

現金換算の目安	年間 約 〇〇〇,〇〇〇 円相当（税別） （内訳：人件費〇万円、物品代〇万円など）
市の財政負担軽減への効果	例：市が委託した場合の清掃費用を年間約〇〇万円分削減できる、など
市民の快適性向上への寄与	例：常に清潔なトイレを維持し、利用者の満足度を向上させる、など

3 事業の実現性と地域貢献（共通）

実施体制・継続性の担保	例：本業務を社内の年間計画に位置付け、継続的な人員配置を確約する等。緊急時は〇〇営業所から駆けつける体制とする。
これまでの地域貢献	例：過去〇年間にわたり、〇〇市内で公園清掃のボランティア活動を実施等。

4 愛称案及び普及の取組（共通）

愛称（案）	例：〇〇会社パーク
命名の理由・コンセプト	施設等のイメージアップにつながる理由などを記載
愛称の周知・活用策	自社ウェブサイトやチラシ等での活用策、地域を盛り上げる取組などを記載

岩倉市長

申込者 所在地
法人名
代表者名

岩倉市ネーミングライツパートナー（自由提案型）事前相談書

岩倉市ネーミングライツパートナー（自由提案型）募集要項に基づき、次のとおり事前相談を行います。

対象希望施設 ・イベント等	施設・イベント等の名称： 所在地：
愛称（案）	
命名の理由・ コンセプト（概要）	※簡潔にご記入ください。
対価の提案（概要）	【金銭型を希望する場合】 年額 約 ○○○,○○○ 円（税別） 【役務提供型を希望する場合】 役務の名称・内容（例：○○公園内の草刈り及びトイレ清掃等）
愛称の使用期間 （希望）	令和 年 月 日 から令和 年 月 日まで ※施設等は3年以上5年以内となります。開催期間が限定されるイベント等の場合は、実施期間等に合わせて任意の期間をご記入ください。
希望する愛称表示等の概要	※既存看板の改修、新規看板の設置希望場所、その他の広報等の活用イメージがあれば簡潔にご記入ください。
連絡先	担当者氏名 （部署・役職）
	電話・FAX
	E-mail

【添付書類】（任意）

- ☐ 企業の概要がわかるパンフレット等
- ☐ 希望する愛称表示の場所がわかる図面、写真等

【事前相談にあたっての留意事項】

- 1 本書は、自由提案型ネーミングライツの応募に向けた「事前相談」の受付票であ

り、正式な申込書ではありません。

- 2 ご提出いただいた内容をもとに、市（企画財政課及び施設等所管課）において、対象施設等としての可否や条件の整理を行い、正式な申込（本申込）へ進んでいたかどうかをご回答いたします。
- 3 施設等の性質や関係法令による制限等により、ご希望に添えない（本申込を受け付けられない）場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 4 事前相談を経て正式な申込（本申込）へ進んでいただいた場合であっても、その後の審査委員会における審査結果や競合提案との比較等により、優先交渉権者として選定されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。